

お知らせ



平成30年11月20日

役務（建設コンサル等）における手持ち業務量の 算出方法の変更について

当機構が発注する役務（建設コンサル等）においては、品質確保対策として手持ち業務量の制限を実施しているところですが、平成30年11月26日以降公示する案件から手持ち業務量の算出方法が以下のとおり変わりますので、お知らせいたします。

1. 手持ち業務が複数年度契約の場合は、全体金額ではなく当該年度の契約金額（全体金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額）を手持ち業務量とする。
2. 手持ち業務が設計共同体として受注した業務の場合は、総契約金額に出資比率を乗じた金額（分担した業務の金額）を手持ち業務量とする。

〔お問合せ先〕

鉄道・運輸機構

事業監理部 工事契約監理課

電話：045-222-9041



手持ち業務量の制限

■ 手持ち業務に調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合の制限

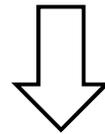
公示日時点（通常指名競争入札方式の場合は、指名通知日時点）において、配置予定の主任技術者の手持ち業務に機構発注の調査基準価格を下回る金額で落札した役務がある場合は、手持ち業務量の制限を当初の設定から半減させた量とする。

【例】当初の設定が、「契約金額の合計が4億円又は件数の合計が10件」の場合は、「契約金額の合計が2億円又は件数の合計が5件」に制限する。

⇒配置予定の主任技術者が手持ち業務量の制限を満たすことができない場合には、契約申込心得第13条第1項第13号の規定により、その入札を無効とする（プロポーザル方式の場合は、契約の相手方として特定しない）。

複数年度契約の業務の手持ち業務量

【今まで】
公示日時点での手持ち業務の評価において、手持ち業務の履行期間に関わらず、**契約金額を手持ち業務の金額として評価。**



【見直し】平成30年11月26日以降公示する案件から適用
手持ち業務の履行期間の総月数を分母として、**当該年度の履行月数の割合に応じた金額を手持ち業務として評価。**

平成30年11月26日より前に公示した案件での手持ち業務量の考え方は
今までと変わりません。

評価方法の見直し(イメージ)

履行期間：平成30年1月25日～平成30年10月2日（総月数：10か月）

契約金額：5,000万円

H29年度			H30年度						
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
契約金額：5,000万円									

【今まで】

H29年度内での評価
件数：1件
金額：5,000万円

H30年度内での評価
件数：1件
金額：5,000万円

【見直し】

H29年度内での評価
件数：1件
金額：1,500万円
(5,000万円÷10か月×3か月)

H30年度内での評価
件数：1件
金額：3,500万円
(5,000万円÷10か月×7か月)

【見直し後の算出方法】

総契約金額÷履行期間の総月数×当該年度の履行月数

※総月数及び該当月数は該当月の日数に関係なく1か月とカウントする。

※当該年度の月数は、当該年度の総月数全てを対象月数とする。

具体例 1 【当該参加業務が単年度の場合】

当該参加業務：履行期間 H30年6月11日～H30年10月30日
 手持ち業務A：履行期間 H30年2月27日～H30年7月5日（契約金額3,000万円）

	H29年度			H30年度						
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
当該参加業務の履行期間										
手持ち業務Aの総月数		1	2	3	4	5	6			
手持ち業務の当該年度の月数				1	2	3	4			

手持ち業務量：契約金額÷履行期間の総月数×当該年度の履行月数
 3,000万円÷6か月×4か月=2,000万円

※総月数及び該当月数は該当月の日数に関係なく1か月とカウントする。

※当該年度の月数は、当該年度の総月数全てを対象月数とする。

（この場合、4月と5月もカウントする。）

具体例 2 【当該参加業務が複数年度に跨る場合】

当該参加業務：履行期間 H30年3月1日～H30年10月30日
 手持ち業務A：履行期間 H30年2月27日～H30年7月5日（契約金額3,000万円）

	H29年度			H30年度						
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
当該参加業務の履行期間										
手持ち業務Aの総月数		1	2	3	4	5	6			
手持ち業務の当該年度の月数		1	2	1	2	3	4			

手持ち業務量（H29年度内での評価）：3,000万円÷6か月×2か月＝1,000万円

手持ち業務量（H30年度内での評価）：3,000万円÷6か月×4か月＝2,000万円

※総月数及び該当月数は該当月の日数に関係なく1か月とカウントする。

※当該年度の月数は、当該年度の総月数全てを対象月数とする。

⇒入札条件は、公示日の年度で評価するが、**履行期間中は常に手持ち業務量を確認しなければいけない。**

具体例 3 【部分引渡しがあった場合】

当該参加業務：履行期間 H30年3月1日～H30年10月30日
 手持ち業務A：履行期間 H30年2月27日～H30年7月5日（契約金額3,000万円）
 部分引渡し部分 1,800万円【部分引渡し日：平成30年3月10日】
 引渡し部分に相当する金額を除いた額 1,200万円

	H29年度			H30年度						
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
当該参加業務の履行期間										
手持ち業務Aの総月数		1	2	3	4	5	6			
手持ち業務の当該年度の月数		1	2	1	2	3	4			

部分引渡し前の手持ち業務量(H29年度内での評価): $3,000万円 \div 6 \text{ か月} \times 2 \text{ か月} = 1,000万円$

部分引渡し前の手持ち業務量(H30年度内での評価): $3,000万円 \div 6 \text{ か月} \times 4 \text{ か月} = 2,000万円$



部分引渡し後の手持ち業務量(H29年度内での評価): $1,200万円 \div 6 \text{ か月} \times 2 \text{ か月} = 400万円$

部分引渡し後の手持ち業務量(H30年度内での評価): $1,200万円 \div 6 \text{ か月} \times 4 \text{ か月} = 800万円$

※総月数及び該当月数は該当月の日数に関係なく1か月とカウントする。

※当該年度の月数は、当該年度の総月数全てを対象月数とする。

具体例 4 【設計共同体の場合】

当該参加業務：履行期間 H30年3月1日～H30年10月30日
 手持ち業務A：履行期間 H30年2月27日～H30年7月5日（契約金額3,000万円）
 （設計共同体）出資比率 60%

	H29年度			H30年度						
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
当該参加業務の履行期間										
手持ち業務Aの総月数		1	2	3	4	5	6			
手持ち業務の当該年度の月数		1	2	1	2	3	4			

手持ち業務量（H29年度内での評価）：3,000万円÷6か月×2か月×60%=600万円

手持ち業務量（H30年度内での評価）：3,000万円÷6か月×4か月×60%=1,200万円

※総月数及び該当月数は該当月の日数に関係なく1か月とカウントする。

※当該年度の月数は、当該年度の総月数全てを対象月数とする。